

新生存権裁判東京ニュース

発行：生存権裁判を支える東京連絡会 ☎03-5960-0266 2023年11月6日

原告の意見陳述に聞き入る裁判長 目に涙を浮かべる書記官 「大きなインパクトを与えられた」と弁護団から手応え



公判後の報告集会にて。意見陳述を行った原告3名と弁護団

10月16日に東京地裁103号法廷で、第17回口頭弁論が行われました。弁論前に行われた宣伝行動には各地からの協力、参加がありました。傍聴席は満席まであと2～3席というところでした。今回、署名は約1800筆提出しました。これまでの累計では約3万筆に到達しています。目標の5万筆まであと一息、引き続き頑張りましょう。

今回は原告3名から意見陳述がおこなわれ、それぞれの生まれや生き立ちなどの半生、生活保護を受給するに至った経緯、そして現在の暮らしの実情や思いが話されました。

とくにこの間の物価高騰、電気代の値上げの影響は大きかったとのことで、「今年の夏の猛暑のなかでも、エアコンはつけられず、我慢できないときには図書館に行ったりしてしのいでいた」「友人に食事に誘われても断るしかない」「電車代も捻出できず、帰省することも難しい」といった厳しい生活の現実が話されました。

その後、佐藤宙弁護士より、直近の大阪高裁判決が原告敗訴したことについて、司法審査の欠落であることとその誤りが指摘され、東京地裁ではそのようなことがないように、しっかりと司法審査をし、判決を出してほしいとアピールされました。

報告集会での弁護団からの解説では、「原告の意見陳述は本当に力がある」「弁護人からは毎回、理論的に理屈で説明を行っているが、今日の原告の声のインパクトは圧倒的だった」「裁判長や国側も熱心に聞き入っていた」「隣にいた書記官は、メガネを外して目をウルウルさせていた」と発言がありました。傍聴人退席後のやりとりのなかでも、裁判長は、これまでに提出してきた文書にしっかりと目を通し、読み込んでいる様子で、「裁判所としてしっかり仕事をする姿勢がある裁判長という印象」ということでした。



秋晴れのなか弁論前の宣伝行動。各地から多くの支援者が集まりました。

報告集会では、意見陳述を行った原告や、他の原告からの発言がありました。「今日の意見陳述にあたって弁護士の先生と一緒にしっかり準備していたので、緊張はしなかった」「この裁判に関わってから、自分以上に困っている人と関わる機会を得た。生活に困っている人が多くいて、声をあげられない人がたくさんいることを知った。様々な経緯、背景があって、経済的に困窮している人は、たくさんいる。そしてその人たちはみんな最終的に生活保護に頼るしかない。そういった意味で、多くの人たちのためにもこの裁判で勝ちたい」「最後まで頑張って勝ちたいので、みなさんのご支援をよろしくお願ひします」

今回の口頭弁論で指摘された大阪高裁の敗訴判決ですが、そのあと、千葉、静岡、広島
の3か所で判決が出ましたが、いずれも勝訴判決が出ています。

わたしたちの裁判は、次回は12月12日、最後の口頭弁論となり、97歳の原告の団長から
の意見陳述を予定しています。当日には、判決日が決まる予定です。

その直前の11月30日には名古屋高裁で判決が出ますので、こちらにもぜひご注目くだ
さい。

今後の予定

12月12日（火）13時半～ 結審
年明け2月～3月ころ 判決！



街頭署名・宣伝行動の予定

11月18日（土）15時～ 京王線 高幡不動駅前

判決まであともう少し！署名目標まであと2万筆！

署名集め、法廷への傍聴、街頭宣伝へのご参加、ご協力をお願いいたします。